

5 母体保護関係（こども家庭庁所管）

令和4年度の人工妊娠中絶件数は122,725件で、前年度に比べ3,449件（2.7%）減少している。「20歳未満」について各歳でみると、「19歳」が4,620件と最も多く、次いで「18歳」が2,442件となっている。

人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）は5.1となっており、年齢階級別にみると、「20～24歳」が10.0、「25～29歳」が8.4となっている。「20歳未満」について各歳でみると、「19歳」が8.3、「18歳」が4.4となっている。（表6、図8、図9、統計表3、統計表8）

表6 人工妊娠中絶件数及び実施率の年次推移

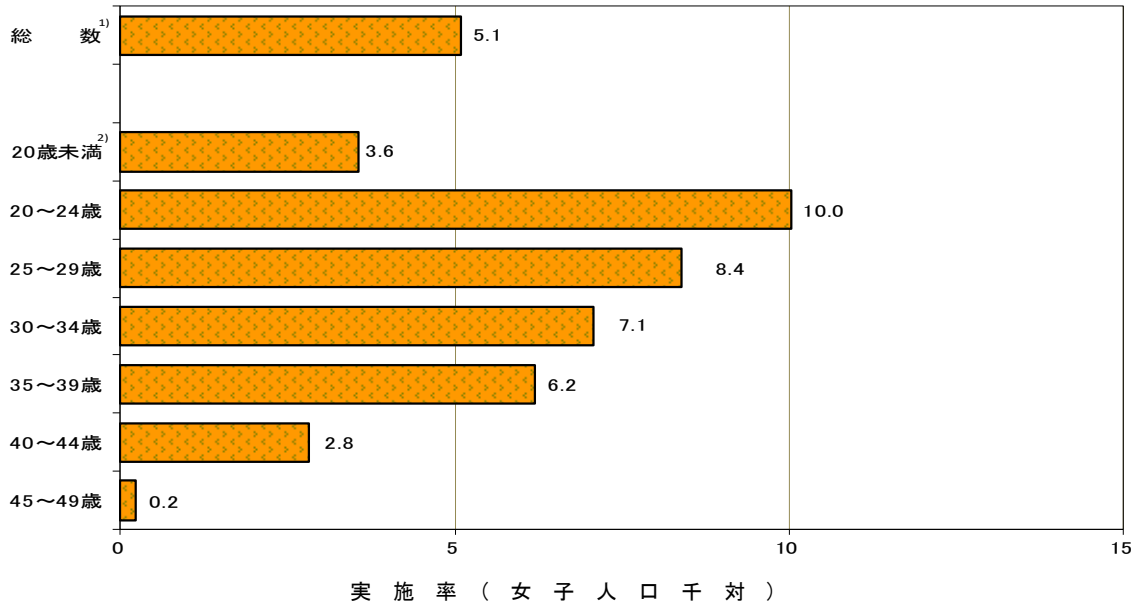
	(単位：件)					各年度	
	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	対前年度	
	(2018)	('19)	('20)	('21)	('22)	増減数	増減率 (%)
総 数	161 741	156 429	141 433	126 174	122 725	△ 3 449	△ 2.7
20歳未満	13 588	12 677	10 271	9 093	9 569	476	5.2
15歳未満	190	185	126	125	147	22	17.6
15歳	475	398	284	246	256	10	4.1
16歳	1 356	1 214	943	763	733	△ 30	△ 3.9
17歳	2 217	2 155	1 633	1 442	1 371	△ 71	△ 4.9
18歳	3 434	3 285	2 704	2 466	2 442	△ 24	△ 1.0
19歳	5 916	5 440	4 581	4 051	4 620	569	14.0
20～24歳	40 408	39 807	35 438	30 882	30 544	△ 338	△ 1.1
25～29歳	31 437	31 390	28 611	26 087	26 153	66	0.3
30～34歳	31 481	29 404	26 559	23 386	22 287	△ 1 099	△ 4.7
35～39歳	28 887	28 129	26 018	23 435	21 947	△ 1 488	△ 6.3
40～44歳	14 508	13 588	13 203	12 018	11 079	△ 939	△ 7.8
45～49歳	1 388	1 400	1 319	1 252	1 127	△ 125	△ 10.0
50歳以上	13	11	10	19	8	△ 11	△ 57.9
不 詳	31	23	4	2	11	9	450.0
実 施 率 （女子人口千対）							
総 数 ¹⁾	6.4	6.2	5.8	5.1	5.1		
20歳未満 ²⁾	4.7	4.5	3.8	3.3	3.6		
15歳	0.9	0.7	0.5	0.5	0.5		
16歳	2.4	2.2	1.7	1.5	1.4		
17歳	3.9	3.8	3.0	2.6	2.6		
18歳	5.8	5.7	4.8	4.5	4.4		
19歳	9.8	9.0	8.1	7.1	8.3		
20～24歳	13.2	12.9	12.2	10.1	10.0		
25～29歳	10.4	10.4	9.7	8.4	8.4		
30～34歳	9.2	8.9	8.3	7.3	7.1		
35～39歳	7.6	7.6	7.2	6.5	6.2		
40～44歳	3.2	3.2	3.2	3.0	2.8		
45～49歳	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2		

注：1) 実施率の「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

2) 実施率の「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

図8 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）

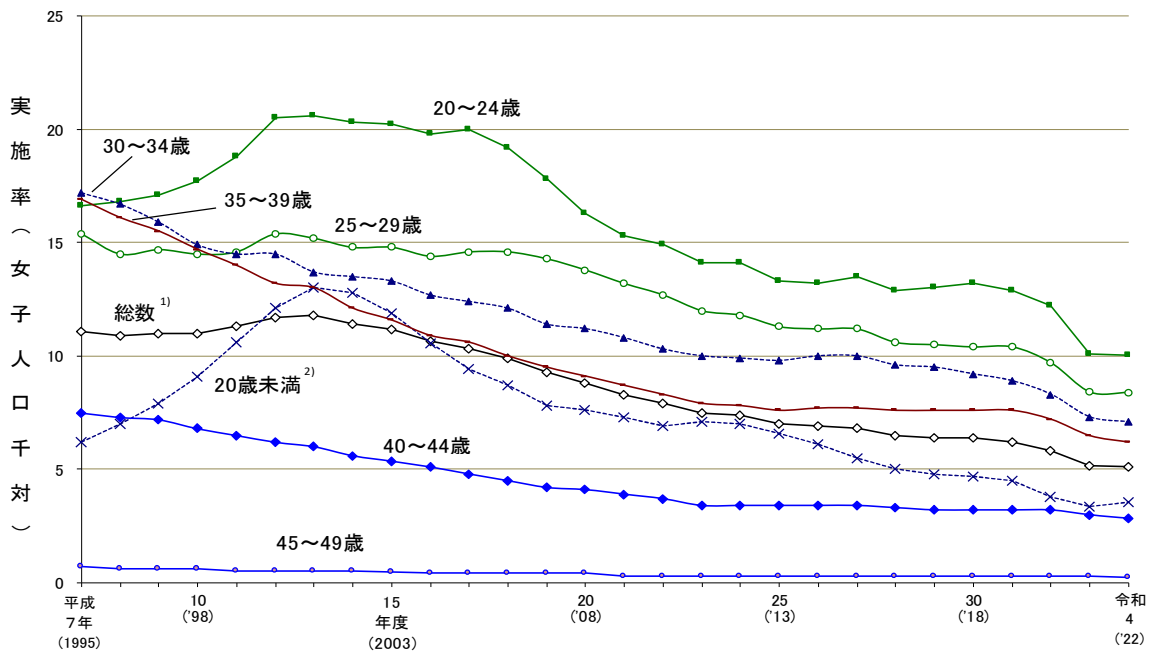
令和4（2022）年度



注：1) 「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。
 2) 「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。

図9 年齢階級別にみた人工妊娠中絶実施率（女子人口千対）の年次推移

各年（度）



注：平成13年までは「母体保護統計報告」による暦年の数値であり、平成14年度以降は「衛生行政報告例」による年度の数値である。また、平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

- 1) 「総数」は、分母に15～49歳の女子人口を用い、分子に50歳以上の数値を除いた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。
- 2) 「20歳未満」は、分母に15～19歳の女子人口を用い、分子に15歳未満を含めた人工妊娠中絶件数を用いて計算した。